

パート 厚生年金の適用拡大

2022年金考察

10月からはパートやアルバイトなどの短時間労働者の厚生年金などへの加入条件が緩和される。現在は従業員が501人以上の事業所が対象だが、10月からは101人以上の事業所に広がる。老後の保障が手厚くなる一方、労働者や企業に変革に伴う負担増が求められるだろう。

「老後の収入重視」加入検討 消極的な声も

金の保険料を払っていたことを思い起した。「新たに加期間を延ばせば年金も増える」と、老後の収入を重視する考えに切り替えたという。

多くの企業にとって従業員の入社拡大は負担増となる。首都圏でスーパーなど8店舗

を運営する「アキタイ」の秋葉弘道社長(53)は「最低賃金」が上がり、ギリギリの経営努力をしている。年金保険料の負担が加わり、より苦しくなると表情が険しい。

別の企業の労務担当役員

(44)も「業種・業態によって雇用事情は異なるのに負担は一律なのは疑問だ。生き残りのため雇用を整理せざるを得なくなる」と訴える。持続的な社会保障制度を目指す改革は、扶養の利点を享受した働き方や、短時間労働に依存した業務など、従来の雇用のあり方にも変革を迫ることになりそうだ。

「迷っていました。加入する方向で検討しています」東京都内に本社がある建設関連会社の九州の営業所で経理などを担当する女性(46)は、勤務先から厚生年金加入の意向を問われそう答えた。女性は現在、週5日計25時間ほど働く。収入は夫の扶養

の範囲の第3号被保険者で、年金保険料の負担はない。厚生年金に加入すれば保険料負担は年18万円ほど増える。当初は負担を回避するため、加入の対象から外れるように勤務時間を減らすことも考えていた。ただ、以前に働いていた会社で、7年間厚生年

金加入に消極的な人も多い。都内のあるマーケティング会社では、新たな加入対象者に意向調査したところ、扶養の範囲内で働くメリットを重視し、加入に否定的な反応が目立ったという。例えば年収120万円で加入した場合、厚生年金の保険料は年額約11万円。現行制度で負担がない第3号被保険者は、そのまま11万円の負担増となる。加入を避けるために、労働時間を減らすなどの動きが出てくる可能性もある。

加入に合せて働き方を変え、年金保険料の負担増を超える収入を得たいという考えもあるが、会社によっては動

きや企業の規模などによって厚生年金の加入の可否が決まるのは不公平だ、という考えもある。老後資金の不安が広がる中、勤務先の企業と折半で保険料を負担する労働者が増えれば、多くの人の老後の保障につながる。加入者が増えれば年金財政も改善につながるという事情もある。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大

- 対象企業**
- 現在 → 従業員501以上の事業所
 - 10月から → 従業員101~500人の事業所が追加
 - 2024年10月から → 従業員51~100人の事業所が追加
- 対象者**
- 週の労働時間が20時間以上30時間未満
 - 月額賃金が8万8000円以上
 - 2か月を超えて雇用される見込み
 - 学生ではない(休学中や夜間学生は対象)



第3号被保険者(年収120万円)の加入で想定される事例

これまでの年金保険料の負担	厚生年金加入後
なし	会社負担の保険料 加入者負担の保険料

年金受給 基礎年金のみ < 基礎年金+厚生年金

パート労働者の厚生年金加入で負担と受給額に変化も

加入対象となるのは主に、短時間労働などで厚生年金に加入していない国民年金の第1号被保険者や、配偶者の扶養の範囲内で働く第3号被保険者らだ。

適用拡大の背景には、働き方や企業の規模などによって厚生年金の加入の可否が決まるのは不公平だ、という考えもある。老後資金の不安が広がる中、勤務先の企業と折半で保険料を負担する労働者が増えれば、多くの人の老後の保障につながる。加入者が増えれば年金財政も改善につながるという事情もある。

厚生労働省の推計によると、今年10月以降の適用拡大で、65万人の労働者が対象に加わる。企業の社会保険料負担は1600億円近く増える見通しだ。最低賃金上昇の影響

で、対象人数はさらに増えそうだが、新たな保険料負担で収益悪化の課題に直面する企業が出てくる可能性もある。特定社会保険労務士の旭邦篤さんは「適用拡大は非正規

時代に合った働き方を

働き方の多様化と長寿化に備えるために、年金制度の見直しは待ったなしの課題だ。個人差はあるが、70歳超の元気なシニアは少なくない。70歳前まで当たり前のように働ける社会を実現するために、制度改革は今後も必要だ。

この4月から、60歳代前半の人が働いて一定の収入を得ると、年金が減る「在職老齢年金」の要件が緩和される意義は大きい。働く意欲が増え、60歳以降も就労を続ける人が増えるだろう。今後は65歳以上の人の年金減額をなくすなど、一層の改革が必要だ。

さらに年金受給額を底上げするために、基礎年金を受給するための保険料拠出期間を、現行の40年から45

年金シニアプラン
総合研究機構
高山憲之理事長



年に延ばすことが望ましい。短時間労働者の厚生年金加入を、勤め先の規模によって区別する制度はなくすべきだ。50人以下の事業所にも適用拡大を進める必要がある。

年金制度に過度な不安を抱く必要はない。けがや病気で障害を負った時は、現役世代でも障害年金を受け取れるなど、制度は手厚いと言える。生活が苦しい時は、免除や納付猶予の制度も活用し、未納期間がないよう注意したい。

長寿社会では、個人のスキルを磨き、60歳を超えても職場に必要とされる人材になることも大切だ。時代に合った働き方も考えたい。

*この連載は野島正徳、沼尻知子、阿部明徳が担当しました。